陸奥宗光「東北紀行」――翻刻と解題 (下):

村井章

を参照されたい。

「下」では、「太政大臣(三条実美)北巡」の一行が、北海道巡を参照されたい。

「下」では、「太政大臣(三条実美)北巡」の一行が、北海道巡を参照されたい。

であるので、後ろから五~三行目を左記のように訂正する。これは『紀伊続風土記』の編纂で知られる仁井田好古(号南陽)の著作なお、「上」二〇七頁上段で「海防翁問答」を菊池海荘の自著としたが、

林子平「海国兵談」、安部龍平「海寇竊策」、……誤)海荘の「海防翁問答」「農兵諭言」のほか、松平定信「国本論」、

兵談」、安部龍平「海寇竊策」、仁井田好古「海防翁問答」、……(正)海荘の「農兵諭言」のほか、松平定信「国本論」、林子平「海国

【翻刻】

[凡例]

「發」の異体など)およびひらかなの変体に限って、通用のものに置き換えある。ただし、ワープロ・ソフトで表示できない異体字若干(「等」「多」「望」則としてそのままとした。 圧・一・片の特殊表記や、ルビも原本のままで則としてそのままとした。 圧・一・片の特殊表記や、ルビも原本のままで一 左記の原則により、可能な限り原文に忠実な翻刻を心がけた。

ままである。 読点と「 」にスペースを取らない字配りや、割注・傍線・()も原本の原本の字詰めを忠実に復元し、原本に存する以外の読点を加えなかった。

した限り () で実名を注したが、いずれも完全なものではない。誤記と思われる字の右傍に〔)で私案を示し、また人名の右傍に判明丁の変わり目の行末に「 』」を施し、丁数と表裏を注記した。

城ヲ観 即チ旧城主ノ資ヲ捐テ創立スル者今尚毎歳若干金 牆尚依然今陸軍省ノ所轄ニ属ス城外東奥義塾アリ 旅舎ニ投ス日尚高シ乃チ市街ニ散歩シ津軽氏ノ故 サギ」ハ御陵ノ訛ニシテ長慶帝ノ墳陵ナリト近時教 所タリ長慶帝後村上帝 テ風景 ニ捲テ渺々タリー 私校ノ最モ盛ナル者ナリ日夕舎ニ帰ル夜蚊無シ ヲ資ク洋人ヲ聘シテ教師ト 築亦堅牢二里十餘町ヲ行キ五時ニシテ弘前ニ達シ 八分藤嵜川ニ至ル橋長サ五十間洋粉之レヲ飾ル 止ム浪岡ヨリ 部省吏員ヲ派シ信否ヲ考按ス遂ニ要領ヲ得スシテ 崗アリ樹木蓊欝里人「ミサギ」森ト口称ス或ハ謂フ「ミ 北畠氏ニ頼リ遂ニ此ニ殂ス浪岡ヲ 至ル阪路ヲ下上スル一里半髙低一ナラス二時三十 青森ノ市街ヲ離ルレハ喬松路ヲ狹ンテ亭々、黄雲田 島ハ途ヲ陸州ニ取リ餘ハ皆羽州ニ向フ十一時 リ寺島山縣伊藤等ト共ニ三條公ニ別レ先ツ發ス寺 分浪岡ニ達ス相傳フ浪岡 弘前 ヲ以 地 ル城 テ語音甚タ通シ難ク風俗亦異多シ但津軽氏 ノ異殆ント別壃ノ如シ行ク二里許鶴ケ阪ニ 陸奥國津軽郡ニ在リ北青森ヲ距ル十里許 隅 ハ平地ニ築テ積亦甚タ廣カラス溝渠門 ,以南行路平坦二 ニシ 帶ノ海峽ヲ超ヘ半日 テ奥州街道線路 モノ世皇 南 ・ス生徒三百人盖シ東奥 皆弟 一里三十町ヲ経テ四 帝ト称ス北邉ニ下テ 北朝ノ時北畠氏ノ治 ノ外 距ル五町ノ地小 ニ僻在ス故 ノ舟行ヲ経 草行

盖シ噴火ノ跡

タリ

観 リ大圓寺最モ巨刹ト称ス其五層塔ノ如キハ甚タ テ無キ所ノ者ナリ城東市街ヲ隔ル十町許数寺ア 約三千人、女學校アリ、含英黌ト言フ公共ノ費用ヲ 數七千三百、 スルハ太タ希レナリ天時積雪畧々青森ニ仝シ戸 品位佳ナラス大抵之レヲ北海道ニ致シ上國ニ輸 漆噐ヲ出ス其名頗ル著ル米ハ則チ甚タ多シ 移シテヨリ商業益々衰フ地藍草ヲ産ス亦甚タ多 之ヲ仙臺盛岡秋田 カラス纔カニ闔壃ノ用ニ供スルニ過キス一種 二夐カニ其下ニ出 者 旧 ル可キ者、 テ立ツル者生徒百餘人是レハ則チ東奥ノ絶へ. 治 、斜髙約五里形倒扇ノ如シ西端 所タル 城西三里岩城山 人口三萬五千、士族ハ市街ノ外ニ家ス ラ以 ツ近時縣廳及ヒ兵営ヲ青森ニ ノ各地ニ比スレハ風俗生業共 テ纔カニー大聚落ヲ成スノミ アリ即チ津軽富士ナ 一大孔穴アリ 而

分営ニ徃テ操兵ヲ観ル十時雨フル三十分旅舎ニ帰

六日朝晴七時三條公二随

||テ縣廳學校ニ到リ又青森

尺合圍約三拱ニ過ク葉桂樹ニ類シ葉間豆大ノ子實 如シ因テ萩桂ト名ツクト本居翁ノ書中亦嘗テ之レ 地ニ係ル、寺門一道ヲ隔テ、 ナリ正堂大日如 倉館ヲ對岸ニ観テ過ク大鰐ニ古刹アリ即チ大圓 ク近壃ノ人来遊ノ所ト云予ハ橋ヲ渡ラスシテ左折 ヲ隔テ、倉館邨アリ熱泉出ツ邨人之レヲ浴室ニ引 七日晴六時ニシテ発ス行ク三里大鰐邨ニ出ツ一 | 牆共 ・里人言フ四月ノ ニ尋常寺院 来ヲ安置ス地廣カラスト虽モ鐘樓 ノ比ニ非ス盖シ |頃花ヲ吐ク紅色細葩胡子花| 河邉 樹アリ直立三十 旧時領主ノ帰 河

46オ

45オ

ニ語 亦暗シ登降 氏 ニ在リテ待ツ晤話数刻十 錨関ノ驛ニ憩フ白根秋田縣七等出仕北原権大属此齊東ノ語亦タ遽カニ信ス可ラサルノミ九時三十分 其進行ニ委ヌ ヲ背ニシテ能 漸ク山路ニ入ル車行スルヲ得ス馬ヲ雇フテ進ム路 ル 河ニ沿ヒ右折 餘町ニシテ初テ平路ヲ淂ル二町 二三関ヲ設ケ岭ニ據テ其國ヲ守レリ関蹟今皆無シ 森秋田 盡 棧木ヲ横列シ僅カニ跬歩ヲ容ル只馬峻ニ慣レ人 行溪ニ沿ヒ阪ヲ踰ユ老杉路ヲ夾ミ山 虽 /土ノ壃界ニシテ陸羽ノ分ル、 ハ山北ニ居リ佐竹氏 クシテ礫多クー 桑海ノ變未タ其無キヲ必トセスト虽 処タリ爾時 二入ル時ニ等シ二里許ニシテ釋迦内村ニ達ス戊 ノ界ニ入ル路傍一 一テ阪 【錨関ヲ以テ驛ニ名クル實ニ是ニ由 || ク此地ヤ徃古海潮ノ呼吸スル處舟楫ノ来徃ス 町 ヲ ノ管轄境界ヲ記ス即チ陸羽 降ル 許 一里半矢立峠ノ岭 、仰ケハ則チ前者ノ馬腹ヲ見ル、登ル十 (橋ヲ超へ 一ク上ル予其鬣ヲ捉シ氣ヲ屏 人纜ヲ此 ニシテ山 岭 歩ハ 登口 巨 ハ山 南ニ 路 |石ニ繫ク錨関ノ名此ニ起ル .石アリ錨石ト名ツク里人予 一等シ此ニ 歩ヨリ髙シ封建ノ世津軽 盡 時半ニシテ発ス是レ 一向テ行ク九時十五分錯 一ク即 . 南ヲ領ス此嶺ノ中央ハ ヲ踰ユ峻 許り、 所ナリ チ 至ツテ騎ス容ラ 騎ス溪流礫途亦 ノ界域タリ平 道左榜標アリ 津軽氏嶺下 モ要スル 阪甚タ急ナ 氣爽凉白日 レリ予馬背 メテ以 コリ

> 路纔 明治八年六月ニ起リテ九年七月ニ至リ竣功ス縣令 通スル ム世 テ日景橋ト日フト云是ヨリ大館ニ至ルノ 其志ヲ嘉シ縣費ヲ以テ其経路ニ一 氏ニ仕へテ今尚士籍ニ列ス近時資ヲ捐テ櫃﨑 ·戸ニシテ日景氏ノ族其五十ニ .部 プ乱 カニー 々村豪タリ尚六十餘町 新田氏ノ旗下ニ属ス後足利氏ヲ憚テ今姓 旧 ノ餘黨此 ニ復セリ日景八右エ門ノ (新吉) 南部氏ノ軍此地ニ侵入シ ノ新道一里二十餘町ヲ開設シテ行旅ニ便 里餘因テ歩行行李ヲ馬背ニ附 地二住 スル六百餘年本 田土ヲ有ス擧邨 ノ家ニ憩フ ·村家兵燹 居ル封建 稿ヲ架シ名ツ 姓 間 建部南 シテ従 日景 畄 世 罹 佐竹 間 邨 百 氏 ル 扣

載セ

テ其竒ヲ称

セリ

旧

時

/١ 欄ヲ 異木ナリ

設

が大地

ヲ

シ領

|命シテ之ヲ護セシト

・云真ニ

村ヲ

/過キテ 附

戊辰 百餘家皆近江ノ旧隷ト旧秋田藩ノ故臣ニ係ル学校 ス後漸ク鳩エ、今ハ戸數千四百、 ニ係ル近江五千石ヲ領シテ此ニ居ル今城墟ヲ存 シム五時驛ニ達シテ逆旅 一舎アリ本郡地杉木ニ富ム該驛多ク杉合子ヲ造 魔ヲ距ル二十八里旧ト佐竹氏ノ族同姓近江 ノ年南部氏 ノ侵掠ニ遭ヒ全驛焚蕩一 ニ投ス地ハ秋田郡 人口六千別ニ士族三 家ヲ餘 ノ封 属 ス

代川 八日朝晴六時發ス徒歩田間ヲ行ク二十町ニシテ 舩ニ就キ流ニ随 角郡 合ス縣下三大河ノート云雄 代ニ至テ海ニ灌 邉ニ達ス長江一帶水浅ク洲多シ六時三十 Ш 間 一発 ラアル 一ク長約 秋 北原権大属伴乗ス河 田 郡 一十五里近 ヲ 川物 / 貫流シ ヲ川 三大河トストス Щ 傍 ア小流 本郡ヲ経 谐之 -分小 源 * 河 テ

他方ニ輸ス亦ターノ

名産

エタリ

47オ

48才

47ウ

フル此 時二十分陰雷ヲ聞ク雨勢盆ヲ傾ケ舟中 屋無シ苫蓆ト帆布ト以テ日影ヲ避クルニ過キスハ 餘西方ノ山端断虹ヲ見ル崇朝果シテ雨フル ス舟程約十七里驛ニ上ツテ旅舎ニ投ス半夜大雨迅 ク衣帽悉ク濕フ約 亦甚タ緩 [ノ山髙カラスシテ遠望眼 日風順ナラス舟甚タ遲シ午後八時能代ニ達 、風景紀ノ川ニ類ス砂洲青鷺多シ舟下ル 一時ニシテ歇ム午後又タ屢々雨 ラ極ムヘシ河道 ・ノ水掬スへ ル舟素ト 屈 曲 里 流

戊辰 能代 以テ全驛兵燹ヲ免ル、ヲ淂タリ地米代河ノ下流 部ノ兵ヲ篭山ノ下ニ逆ヘテ大ニ之レヲ敗ル ヲ侵サントス而テ肥薩等ノ軍業既ニ此ニ據リ ヲ率ヒテ蝦夷ヲ征シ渟代ノ酋ヲ下スト即チ是レ ヲ帶ヒテ直チニ海濵ニ接ス舟泊漁獵ノ利アリ 城ニ治ヲ為スヤ奉行ヲ此ニ置テ以テ全郡ヲ管ス ナリ地今秋田縣下山本郡ニ隷ス佐竹氏ノ久保田 ノ乱南部ノ兵大館ヲ焚キ将サニ進ンテ此地 ハ古ノ渟代ナリ日本紀景行ノ朝比羅夫舟師 故 戸 南 48ウ

> 合ス 氣候夏時大抵東京ニ仝シ冬時ハ嚴寒河水モ亦 凍

間ニ開ヒテ東西三里南北七里南方流口アリ 小憩十時天瀬川真阪 三分聖天森ヲ経テ阪ヲ上ル八時三十分豐岡ニ抵 十日晴六時発ス是ヨリ山縣陸軍卿ト同 九日陰昨雨道途 町 テリ村家ニ憩フ地ハ八郎湖ヲ隔テ、遥カニ雄 無シ市街ヲ逍遥シ又紀行ヲ整頓ス ト相對シ一鏡碧ヲ磨シ風色極テ清竒 廣サ四十町渡舩此間ヲ徃来ス土人之レヲ一里 ノ泥濘ヲ怕レ仍ホ旅舎ニ ノ間ニ至ル即チ山本秋田 湖 行七時二十 住 長サ三 両 一ス終 鮮 ノ郡 鹿 1] Н

将軍 ヲ下 ヲ過 右傍 砂多ク車行甚タ遲シ行ク三里許石田(英声) ム郊ヲ出 スル者ヲ祀ルナリ此地原ト街路ニ非ス近 驛ヲ離レテ 一帶ノ郊原アリ将軍野ト称ス昔シ 出シー半ハ河魚ヲ産ス三十分發ス一日市大川虻川 ノ為メニ壊ル故ニ假リニ此路ヲ開ク凸凹 ヲ以テ驛頗ル盛ン近日 迎フ石田ハ余ノ故友、契濶数年相見テ甚タ懽ス車 、渡ト称ス海潮是ヨリ出入シ湖水ノ一半ハ海 ルキ十二 ノ髙所招魂社アリ久保田ノ藩士戊辰 ノ蝦夷ヲ征スルヤ兵ヲ此ニ屯ス故ニ此名アリ テ且話シ且行ク四時土嵜港ニ至ル泊舟ノ便ア 二時五十分大久保ニ午餐ス是レヨリ 田間ヲ行ク一里餘、寺内邨ノ左傍古四 三菱社ノ滊舩モ亦出 秋田 |車行ニ艱 日本道 ノ乱ニ殉 縣権令来 道路 入ス 田

49ウ

50オ

リ又行ク十數町ニシテ五時三十分秋田ニ達シ秋

王社アリ

亩

时将軍

創立ト云結構頗ル宏敞縣社

維納府

スル者遂ニ及フ能ハス曾テ千八百七十三年澳國

ノ博覧會ニ於テ有功賞牌ヲ得タリト云フ

ス漆工石岡左壽郎世々其業ヲ專ラニシ他 黄楊色ノ漆噐ヲ出ス甚タ堅好久キヲ経テ剥落セ 其利ヲ占ムルヲ淂ル亦天幸ト謂フヘシ此地一

ノ摸倣

49オ

前能代ノ近

[海多ク鰊ヲ出ス故ヲ以テ今ハ坐シテ

メ此地ノ漁人鰊ヲ遠ク北海道ノ沿岸ニ漁ス數年

数二千五百、

一人口一萬渟城學校アリ公立ニ係ル首

ミン 世紀 一商家ニ泊ス此夕石田権令来訪晤話半

·夜

際雷 ス畷織ノ 版 里 藉籍旧 スなな 如キハ其出額實ニ岩見ノ銀山ニ超ユ山良杉多シ 碟、硫黄皆有リ坑数総計三十有餘所、院内ノ銀坑ノ 四五歳ニシテ嫁シ十二三ニシテ奔ル者アリ 時トシテ懸クルアリ男女ノ婚期甚タ早シ女子十 俗大二奥州二異ナリ女子遠行スル者必ス黒紗ヲ 地稀少、氣候寒冱、積雪半歳人皆家居ス是ヲ以テ疎 刃ヲ迎ヘテ觧ク亦竹ト異ナルナシト云又絹ヲ出 羽州竹ヲ生セス牆屏皆細杉ヲ用ユ之レヲ剖クニ 額ヨリ垂レテ面ヲ蔽フ之レヲ前懸ケト云男子亦 懶風ヲ成シ且ツ其他國ニ来徃スル者寡ク、言語風 北六十五里峻嶽四モニ圍ンテ連山其中ヲ貫キ平 ト云陸中ニ在ル者ヲ鹿角ト云約東西二十四 北卜云平鹿卜云雄勝卜云由利卜云川邉卜云山 七郡陸中 ス既ニシテ秋田ニ改ム続テ秋田 米ヲ以テ第一トス鑛物之レニ次ク金、銀 一盡ル無シ全羽 **| 醃シテ一二樽ヲ蓄ヘサルナシ然レ圧鄰境ノ海** 田 |聲ヲ發スル 虚魚ト称ス形鮎ニ類シテ稍々大ナリ春夏 ヲ収メ知事ヲ置クヤ尚ホ久保田 ト久保田ト稱ス佐竹氏 羽 仍後国 、如キハ其名夙ニ著ハル沿海一竒魚ヲ産 一郡ヲ管ス其羽ニ在ル者ヲ秋田ト云仙 秋 い田郡ニ 二及ンテ魚群海ヲ蔽フ之ヲ捕フ 民 .山間数-在リ 東京ヲ ノ治所タリ維新 -里ノ僻地ニ至ル | 縣廳ヲ置キ羽後 距 |藩ヲ以 ル 百 銅 远 里南

> 國ニ在 之レヲ烹ル ハ後 テ女子ノ ハ傘ノ如ク莖ハ竹二似テ中虚里人全鮎ヲ充 ナラスヤ又大館 テハ嘗テ其 面 霹靂魚大款冬ハ盖シ此 一ラ蔽 北以 遊記ニ見ユ予東遊記ヲ読ム款冬最モ大ニシテ長六七尺、 原テ フハ其一 一隻ヲ見ル ノ近地款冬ヲ産ス甚タ大ナリ 氏ニ聞所ヲ記ス當時之レヲ質ス 異俗ナリル十里城 能 土ノ兩竒産 スト豈ニ 木距

シ病院ヲ出テ、久保田ノ旧城ヲ観ル城山ニ據テ築 平学校ノ如クニシテ更ラニ廣シ生徒両名酸素ノ質 三丸ニ別ツ今大抵荒壊シテ草間多ク礎址ヲ認ム屋 所ニシテ未タ嘗テ回禄 ク外構垣郭共ニ存ス城西南 ト其分取法ヲ講シ又骨節 場アリ管轄地内ノ物品ヲ列ス又病院ニ至ル結搆大 秋田ノ中學其学業ノ精相比肩スヘシ校中別ニ物 ヲ講ス各科ノ練達最モ驚クニ堪ヘタリ箱館 釋シ最後ノ一人ウエーランド氏脩身学編ノ人権論 ハ酸素分取ノ術ヲ為シ機械学生ハ蒸機装置ノ圖 共ニ佳ナリ中学生徒三人ノ試業ヲ観ル其製煉学生 ニ至リ大平學校ニ徃ク小學生徒百人、中学生徒六十 十一日陰寒温器七十四度午前九時山縣 、別ニ師範生徒百人ヲ養フ、校舎ノ搆造、教授ノ制 -佐竹氏封ヲ此國ニ移サル、 ノ災ヲ経ス旧ト本丸北丸二 ノ名稱ヲ說ク毫モ凝滯無 ニ向フ地廣サ十七萬六 ノ時創築スル 1 一同ク 小

51オ

宇存スル所十分ノ

一二過キス本丸ノ

/門ニ入リ

廣

チ旧侯遊観ノ所ナリ眺望甚タ佳、市街山川共ニ画過キ左折スレハ髙亭アリ之ヲ「レンセン」臺ト称ス

52オ

51ウ

其館 川ト云真ニ竒景ナリ休息數刻 タル者ヲ勝平山ト云其麓ヲ回 将軍野招魂社ヲ坐下ニ指ス可シ其西南 貫流ス臺ヲ下テ堆瓦芃草ノ 圖二入ル可シ其文字ヲ問フ知ル者無シ盖シ「レン ン」ハ臨川ニシテ土音ノ訛ル者乎朝日川實ニ城下ヲ 時三十分旅舎ニ帰ル三時三條公此地ニ達ス乃チ 、勝槩ヲ盡スヘシ西方雄鹿山 樓アリ即チ 旧城ノ樓櫓ナリ 間 /樓ニ上レ ラ過クレ 、西門ヲ出テ河ニ沿テ テ連灔タル者ヲ雄物 八郎湖ヲ眉睫ニ現シ ノ際ニ委蛇 ハー望該地 ハ西北ノ隅

旧ト壮観今ハ荒冷ニ属セリ
秋田ノ地タル土嵜港ヲ距ル纔カニー里半、運輸ノ』秋田ノ地タル土嵜港ヲ距ル纔カニ一里半、運輸ノ』秋田ノ地タル土嵜港ヲ距ル纔カニ一里半、運輸ノ』秋田ノ地タル土嵜港ヲ距ル纔カニ一里半、運輸ノ』

52ウ

53オ

54オ

久保田 時半平髙 二水益々碧シ盖シ八郎湖ト峯ノ山ハ共ニ羽後山水 スヘシ雄物川戸島川樹林ノ間ニ隠見シ樹弥々緑リ ト云ヒ羽黒山ト云フ其他無数ノ連嶽濃淡遠近 ル其最高 死ノ場ト大書ス戊辰 上 ノ諸山眉間ニ攅 ノ勝境ナリ聞ク戊辰 ・ヲ迎へ茶酒ヲ供ス地ニ席シテ坐ス南西空濶 阪口左傍表柱アリ官軍當藩武藤喜太郎奮 ノ藩士此 ノ者ヲ鳥海山ト云相並ンテ稍低キヲ月 ノ處ニ出ツ峯ノ山ト日フ堺驛ノ戸長 心蜿蜒蒼波ヲ起シ委蛇碧空ニ横 ニ防守鏖戰ス山路約半里ニシテ ノ乱仙臺南部庄内上 ノ年南部 ノ兵長驅侵入スル ラ山 等! ヲ 羽 戰 山

孫太郎ノ家ニ憩フ戊辰年九條總督此ニ館ス続テ合至リ水尺橋ヲ渡ル四時ニシテ神宮寺駅ニ達シ細屋 輩軽装車行暫時轅ヲ駐メ酒ヲ酌ンテ勝槩ヲ戀賞ス ヲ指 堺苅和野等ノ民家ヲ火スト戸長余カ為ニ旧戦 ク初 シー里花田渡口 九條總督ノ早ク此ヲ去ル 従ノ兵入テ屯ス然レ圧此驛獨リ兵燹ヲ免ル、 里許又田間ノ平路 経ル者情感最モ深シト云憩息約 亦楽シカラスヤ山縣 殺氣天ニ塞テ銃丸電迸スルノ所今ハ則祥烟靄如余 大兵鳥海山ノ麓ヲ回リ雄物川ヲ隔テ、官軍ト相 以互ニ勝敗アリ九月八日ノ夜ニ至リ官軍大捷 示シテ語ル頗ル當時酣戰ノ想アリ嗚呼其嘗テ ノ兵連戦敗レテ走ル獨リ南部ノー ニ至ル流ヲ玉川ト称ス甚タ浅シ源 (ヲ行ク一里半ニシテ苅和野 ハ嘗テ王師ヲ率ヒ親ク此 ニヨル 此レヨリ道途 一時阪ヲ下ル 軍侵入シテ 礫 境

宿ス此 ヲ以 、生保内ノ上 アリ丸子川ト日フ小舟徃来ノ 三至テ雄物川ニ合ス七時半 テ橋梁ヲ改造ス十日間ニシテ功竣ルト市家ニ 夜熱甚シ寒温器九十度 一仙巖峠ニ発シ渡口 大曲驛ニ達ス駅内小 便アリ巡使 ノ下數 前伊 ジ至ル 豆 山

霧山 途経ル処ノ上流ナリ十一 行ヲ容ルス予ハ山縣ト 車ヲ通ス可シ左 テ八時六郷ニ達シテ小憩玉河ヲ渡ル者ニ ヲ経テ磬折角舘ニ至ル路程七里ニシテ遠シ道廣 十三日六時三十分発ス此ヨリ街路岐分ス右 ヲ罩メ細 雨屢々至ル道亦礫多ク車行甚タ苦シ |八細流多ク道路凹凸狹窄纔カニ馬 -共二廣 時半角館ニ午餐ス此日濕 路ニ由リー 一回共ニ昨 一里餘ニシ

寡ク車 聲頓ニ大ナリ 僻陋人口稀少氣候甚タ冷ナリ夜半雨至テ前流ノ水 ハ則 路ヲ上下スル幾数回然レモ午前ニ比スレハ途ニ礫 崗 間 チ生保内 、路ヲ行ク左右ノ 上稍穩カナリ五時又玉川 ナリ村直チニ仙巖嶺 平地 ハ田野蒼林アル ノ上流ヲ渡ル前岸 ノ麓ニ迫テ最モ /ノミ坂

ム此

ヨリ

生

保内ニ至ル

ノ間五里程絶ヘテ人家無ク

54ウ

八尺邨人橇ヲ穿チ行客ヲ負テ行ク旅人或

ハ路ヲ迷

至ル テ自 ヒ山 十四日陰六時發ス雨未夕全ク歇マス道路泥滑予及 瀬川 ス南 行 ラ竹輿ヲ置キ其来徃ニ便ス初メ予 [縣皆竹輿ニ乗ス輿ハ瀬 ラ十 :部佐竹氏ノ封境ニシテ陸羽 ル ハ秋田 t -町許 瀬 濵 巨商ニシテ其家一 ト横濵 ニシテ山路 相 川安五郎カ供フル 知 入ル ル が故ヲ以 ハ盛岡ニ在リ因 山 ノ相接スル処ナ 旧 ト國見峠ト ・ノ神奈川縣 テ周旋此ニ が所ナ

55才

Ш

ヲ渡リ雫石篠木厨川邨ヲ経ル村ヲ距ル北五六

尚旧 霧四 ヲ記 共二通セス客歳秋田岩手ノ両縣合議シ峯ヲ擘キ岩 兵防テ之レヲ退 萬一千圓是ヨリ輿馬始 砍 ト峻甚シ羊膓ノ一 塞巒峯皆隠 道ノ存スルヲ見ル真 テ新道ヲ開ク三月ヨリ八月ニ至テ功竣ル ス溪ニ沿フテ登ル嵜嶇百折輿行亦安カラス大 ス戊辰八月南部 仙北岩手 声 ル唯水聲ヲ千尋ノ下ニ聞クノミ山 ク林間路傍標ヲ立テ戰没者ノ姓 郡 路 間こ在 ノ兵 ハ雨水行潦ノ跡ニシテ輿 メテ通スル (岭ヲ超ヘテ来襲ス佐 ニ針大ノミ冬時 ルヲ以テ改メテ仙岩峠 アヲ得 アタリ 積 雪 経 Ш 七 間

登道 ヨリ フ即 ス其西北ニ流レ Ш 小屋ヲ見ル人アリ揖 小湖アリ此處両縣ノ 澤橋ト曰フ生保内ヲ距ル山 ス杉長嶺ヲ経レ 失シテ凍死スルニ至ル新道成テヨリ全ク此虞ヲ絶 ノ建設スル所 山路ヲ下ル数十折徃テ又回ル者ノ如シ然レ チ玉河ノ上流 二比スレハ行却テ易シ此嶺盖シ二道ノ水 テ生保内ヲ貫ク者ヲ生保内川 、以テ行旅ノ憩息ニ便スルナリ是 ハ ナリ東方ニ奔テ橋場驛ヲ経 ^ 管轄疆ナリ又行ク十町許左傍 槗 シテ迎フ乃チ就テ息フ亦 ノ髙ク溪ニ架スルアリ 道 一里餘巓ニ達ス道 下云 小ヲ出 ラ刺 堀木 ル

56オ 55ウ

ヲ湯川ト云フ葛根田川ニ合シテ雫石川ト成リ

卞

邨ニ至テ北上川ニ注ク者是ナリ山ヲ下リ

川

テ行

二出

ツ又二十町ニシテナ

ニ至リ午餐 一里ニシテ平地

ス是ヨリ

車

行湯川ニ

一沿ヒ

亦 町 ッ六時盛岡ニ 莧 仕来訪夜少ク雨フ ル 可ラス Ш ニヲ 至追 テフ 在 達シテ瀬 南所 西厨 リシ 部ナ 方川 氏リ 二邨 ヘナリ 二文 十二 Ш 臣治 町ア 従五 距リ ス年 頼又 今 家ニ宿ス日夕 文工 義安 元小 貞柵 年次 任ト 茫 南郎 ヲ称 岡綱部此 誅ス 遺 部紀氏ニ シ縣 址 六 之居 頼廳

ル続 管ス四年十一月江刺縣廃セラレ閉伊 ト改称ス九年四月磐井縣廃セラル磐井膽澤江 テ盛岡縣ヲ置キ陸中國岩手紫波稗貫和賀四 ノ三郡ヲ聯ネ五月陸前國氣仙郡宮城縣ヨリ我ニ 丽 岡 がテ九戸 卜南部氏 ハ陸中國岩手郡ニ在リ 郡 iヲ青森縣ヨリ割キ五年一 ノ城邑タリ 明 治二 東京ヲ距 一年八月藩ヲ ル 一郡我ニ入 月岩手縣 百四 郡 廃 + 炖

56ウ

属シ陸奥國一 郡 逝 ヲ管ス南北四十七里西東三十八里東ハ海ニ 秋田縣下羽後國ニ 戸郡青森縣ヨリ入ル今ハ三陸 疆シ南ハ宮城縣下陸

内平田寡シテ山嶽多シ其最髙キ者ヲ岩鷲山 前國ニ隣シ北ハ青森縣下陸奥國三戸郡ニ接ス管 手山 駒嶽 ト云フ共ニ岩手郡 ニ在リ 和賀郡 下云

和賀山アリ仙人峠アリ閉伊郡ニ早地峯山 、大ナル者ヲ北上川ト曰フ奥羽ニ冠タリ大小ノ アリ

ル者 釜石港ナリ縣下 テ海 諸川皆此 三注 ク湾港 ニ朝宗ス長約六十里宮城縣下石巻ニ至 ノ風俗大抵青森ニ同フシテ稍優 ハ宮古最モ佳 ナリ此 二次ク者

九頭 アリ アリト云フ繭蠶絲絹共ニ佳ナリ又礦物ニ宮 夕 ij 地 ·客年其数ヲ調査スルニ八万八千八十 ハ多ク米麥ヲ産シ又良馬ヲ出ス本邦

57オ

移

シ益々其業ヲ勧メントス

ダ第

義日昇障 旧 乎今得テ知ル可カラス ル ル ヲ表ス其例雌雄 火土、石炭山アリ都テ八十所而シテ銕最モ多シ ム即チ文久四年ノ暦ニ係ル之レヲ東遊記ニ載 ス好事者亦時ニ新意ヲ出シテ之レカ画ヲ改 一之レヲ南部 <u>ጉ</u> 文ヲ読ム者ト虽沿襲ノ久シキ慣用シテ怪シ 寓舎主人ニ請フテ暦版ノ尚存スル者ヲ刷 東遊記此 :ヲ画シテ朔 所ニ比スルニ大ニ異同アリ意フニ當時字ヲ識 地奥ノ東陬 種 ·銅、岩銕、砂鉄、燧石、滋石、蠟石、硫黄、薫陸、水晶 ノ暦アリ物ニ象リ意ヲ通シテ以テ日 【事ヲ記シテ其圖ヲ揚ク予ノ 日 二解在シ人民字ヲ識 ノ青盲暦ト云フ寛政年間 1ヲ示スカ如シト言フ障、ハ即チノ両刀ヲ圖シテ月ノ大小ヲ指 ル者寡シ 盛岡ニ至 南 Â 谿 因 セ ル ス 氏朔汚の 耐

校ニ至ラス 験場ヲ観ル此 十五日雨山縣ト共ニ縣廳ニ至リ城址 日 日曜 ノ休暇ニ會スルヲ以テ病院學 、機業所、 、物産試

築ケリ 部氏ノ旧 ・地積一 城 一萬二千坪屋字皆荒廃礎石纔カニ存 地 縣 一在リ 小岡 一據リ テ

二出 テ織業ヲ肆ハシム士族ノ女多シ今年家屋僦用 僦用シ職工ヲ橡木縣下ニ迎へ工女二百名ヲ入レ 湿地 業場 ツ明治六年ヨリ アラ以 ハ盛 岡 テ之レヲ縣廳管轄 市 中ニ在リ士族菊地金吾ノ 三年間 ヲ期トシテー ノ物産試験場中 市 家 創 意

58才

功竣ル頗ル壮麗保存ノ制亦甚タ確實縣費毎歳 地旧ト陶器ヲ出サス明治八年始テ愛知縣下ノ陶 列ス製造物ハ竹細工アリ 間共ニ中津川ニ架スル者ナリ 橋ト曰フ長八十五間其二夕顔瀬橋ト曰フ長七十 千圓及ヒ有志者出ス所ノ金ヲ以テ資トシ又盛岡 病院学校ハ廳ノ正南ニ在テ相並フ本年五月建 室アリ坊間ノ機業塲モ亦此ニ合セントス 藍ヲ製スルニ新創ノ方法ヲ試ム品位大ニ優ル 百二十石ヲ淂タリ今年ハ之レヨリ多カルヘシ又 管内製スル所 富岡ノ制ニ倣フ工女百二十人蒸繭室アリ機噐 工ヲ迎ヘテ之レヲ製ス土質甚タ良ナリ漸ク将サ 物産試験場ハ縣廳ノ東南ニ在リ管内 ノ二大槗稅ヲ以テ学費ニ充ツ二大槗ハ其一明治 / 譽レアリ試験場中製絲塲アリ水車 産物ヲ成サントス盛岡ノ銕瓶ハ夙トニ名産 ノ煉石ヲ用フ養蚕室アリ昨年ハ繭 出額各歲四千圓 ・ノ装置全ク ノ産物ヲ陳 一至ル

盛岡ノ市街長短相補シテ方三十町

中津川其中 一萬、

央

一横ハル戸數四千五百六十、

、人口約一

土地ノ繁

田

|仙臺ニ及ハスト虽に青森ニ優サル数等秋

1

ス

ル本年鳳輦北

ニニ巡ル

ノ日聖覧ニ

一供スルヲ淂

ノ木石亦将サニ一層ノ芳容色澤ヲ添ヘン

!ニ在リ維新

ノ後数年邸毀タレテ其竒昉メテ顯

称スルニ取ルナリ石旧ト南部氏ノ臣北監物ノ邸

名ヲ命シテ櫻雲石ト云フ盖シ漢人石ヲ雲根

白雲山嶺ヲ蔽フニ似

ショ 前権参事廣瀬氏 三

58ウ

全ク土 斜シ左幹萠蘗ヲ吐クコ数條花時遠ク望メハ ニシテ黒点アリ花崗岩ニ類シテ更ラニ堅緻 テ両幹トナル左 シ年ヲ追テ生大、遂ニ石身ヲ分裂スル者乎樹根ハ シテ両箇トナル分所上廣クシテ下狹シ中間 三寸髙サ八尺有竒根ハ土中ニ没ス形状楕圓、白質 、櫻樹ヲ生ス極メテ蒼古、盖シ初メ根ヲ縫隙ニ托 、西數歩ヲ隔テ、一巨石アリ周圍六丈八尺 ニ在リ幹圍六尺地ヲ出ル三尺許ニ至テ分 ハ圍約四尺右ハ三尺杪ハ西ニ傾 分

59オ

一仲ス

二置 代旧 争鬩ヲ生ス郡縣 屋相接シテ咫尺ヲ容レス両邨 シテ相去村ニ鄰ス相去ハ膽澤郡ニ属セリ両村ノ家 架ス又四五町ニシテ鬼栁村ニ至ル邑ハ和賀郡ニ属 餐ス二時石澤尻ヲ過キ十九町許和賀川アリ長槗ヲ 餘町郡山驛ニ至ル又四里三十町許十二時花巻ニ午 ノ岡 テ城主経直ヲ走ラシ寛文年間城遂ニ毀タル今路傍 城名ヲ髙清水ト改ム天正十六年八月南部 十六日陰七時半発ス四里許紫波郡ニ志波 足利氏ノ時奥州ノ探題斯波守詮其族ヲ此ニ居 ·延暦二十二年田 言語ハ今ニ至リ全ク相異ナリ村ヲ離ル、 ト南部伊達ノ封域タル テ彼此来徃 ハ即チ其遺址ナリ仍ホ城山ト称ス此ヨリ二十 ノ治成テヨリ此弊漸ク息ム然レ セス人民互 |村麿志波城ヲ築クト即チ是レナ ヲ以テ関ヲニ ニ相仇視シ動モスレ 三ノ 尺間 ニ小 過逕 キア 一村ノ中 信直攻 ジノ城 スリ 纔 並

59ウ

60オ

如シ山陽子嘗テ肥後ニ遊ンテ其道路ノ美ヲ賞シ詩 拭フカ如ク左右悉ク喬松、赤幹翠葉遠 ニシテ阪アリ岩目ト云眺望甚タ佳ナリ テ車行甚タ易ク 一 ヲ作テ天下第一ト謂フ安ソ知ラン東奥此好道路ア 達シテ旅舎ニ投ス盛岡ヨリ此ニ至ル約十九里道程 アル 日午後 三時 時三十分ニシテ八里ヲ過ク亦快 ヨリ雨至ル然レ に坦途ノ故ヲ以 ク望メハ雲ノ 五時水澤二

か桜

Щ

スル 此地旧 遇ニ感ナキヲ淂ンヤ因テ此 リ名益々顯著ス其人實ニ此郷ニ生ル其瑞皐ト号 僅カニ五百ニ過キス天保年間髙野長英ナル · 蘭学ヲ修ムルヲ以テ刑ヲ當時ニ受ク近世ニ至 盛 ハ盖シ水皐ノ音ニ取ル ノ今日ニ際シ偶々此驛ヲ過ク豊ニ先民ノ不 ^置ク今ハ岩手ノー - 伊達氏ノ同族将監 部ニ属シテ一驛ノ戸数 者ナリ嗚呼予ヤ西学 二附記ス ノ采地ニ係ル 後 及チ水

60ウ

鐘 ヲ

即チ北 邨ハ遥カニ櫻川ヲ繁帶シ東北東稲山ヲ負フ櫻川 ヲ衣カ関ト言フ是レ村名ノ繇テ起ル所 漸ク歇 云ヒ以テ京洛 ニシテ衣川アリ廣サ三十間ニ過キス水亦タ甚タ浅 シ又行五六町衣関村ニ達ス古昔関ヲ此 十七日雨七時發程二里三十町ニシテ前驛ニ達 衣舘 ノ其流 上川 ム木賊嶺愛宕山ヲ過キ下衣川村ニ出ツ数町 ĺΗ 地 /夾ムノー ハ 此 ノ勝ニ擬シ又櫻樹萬株ヲ栽テ以テ芳 部 フラ距ル ナリ鎮守府将軍秀衡此地ノ景象 一岡ヲ名ケ東山ト云ヒ西 一里ノ 所ニ在リト グナリ ニ置ク之レ テ安部貞 山 え雨

61オ

観美ハ金光堂ニ譲

1 虽

に其結構

片ノ精緻

ハ之レ

伯仲ス堂内多ク古書画珍噐ヲ蔵

ム清衡納ムル

遺物 六郎 蹤ヲ存シ以テ古昔鎮守府将軍 ラスト虽任金碧輝煌光彩人ヲ射ル圓 堂ニシテ天仁 者ハ中尊寺ニ如クハ無シ寺ハ村ノ西山ニ在リ |八康永二年鑄造スル所今ヲ距ル實ニ五百三十 、說ク言信據スヘカラス又半町許ニシテ鐘樓アリ ル三町許辨慶堂アリ古笈鞍鐙立像等ヲ蔵ス亀井 ゝ花 樱花 ナリ _至天 る吉 比 町ヲ登レ ノ用ヒシ者武蔵坊ノ刻スル処ト寺僧呫々之レ ス東山 へ野 ノ歌ハ實ニ此地ニ詠スル しの ル仁 と外 パタハ ハ廣地アリ左傍ニ小堂アリ所謂金光 一年藤原清衡ノ建ツル所七百餘年ノ ・一 テ年 七ヨ 、即チ東稲山 百リ 六明 十治 其人其花共二既二非 · 六九 年年 ラー れ者ナリ間 隆盛ヲ想 脈ニシテ 『堂方三間大ニア 柱ハ十二光佛 チリ 귪 行 阪 A 唯 山す 東

忠衡 シメ介後亦タ之レヲ改造スルコ 人目 中 存スルヲ淂タリト云フ堂背数歩ヲ隔テ、 残ニ委スルヲ惜 露スル百餘年正 棺ヲ納ム中央ハ清衡左ハ基衡右ハ秀衡又和泉三郎 餘躰ヲ置ク亦皆七百餘年ノ シテ剥脱缺損旧様 ヲ 檀 画 キ承塵ハ螺 ノ首ヲ此ニ瘞 ヲ眩セシム壇上阿彌陀観音勢至等ノ塑像三千 四隅ノ柱ハ七寳ヲ以テ飾ル八百ノ星 ミ執権貞 應元年鎌倉将軍惟康親王旧 一鈿珠玉ヲ箝シ釘鐺悉ク鍍金ヲ用 座メテ祭っ ノ百一ヲ存スト虽に其壮麗尚 、時ニ命シテ覆堂ヲ建 が、物、 二配ス初メ此堂風霜 壇下藤原氏三世 数回以テ今ニ至 蔵経堂ア 霜ヲ經 物 設

62オ 61ウ

慶ノ佛像ノ如キ枚挙ニ遑アラス肉眼其真贋ヲ辨ス 法華経、 テ中尊寺ノ坊ニ休ヒ少頃ニシテ山ヲ下リ衣関邨ノ ル能ハスト虽に盖シ亦タ數百年ノ物多シトス観異 ナリ鬼神ノ 其散逸シテ全カラサルハ誠ニ惜ム可シ小野道 経其装飾ノ美麗筆画ノ精妙共ニ驚クニ堪ヘタリ 溪ノ観音、公澄法親王ノ讃セル天台大師ノ画像、傳教 ン又源頼朝豐臣秀次浅野長政ノ文書等アリ其他牧 休ノ書、辨慶ノ大磐若経中尊寺、毛越寺ノ圖 家ニ投シテ午餐ス ノ紺紙金文銀字ノー 、北畠顯家復寫ノ供養文ノ如キ真ニ希世ノ珍 、呵護ニヨラスンハ焉ソ今ニ傳フル 切経基衡ノ一 切 経宋板 アヲ得 伹 切

中尊寺ハーニ弘台壽院ト號ス仁明帝嘉祥三年

将軍源顕家古書ノ蹟無キヲ惜ミ自ラ書寫シテ経 餘字ヲ経營シ大小ノ佛像ヲ造ル、事洛二聞ユ堀 ニシテ文治五年頼朝ノ為メニ亡サル然レモ 蔵ニ納ム今存スル者ハ則チ是レナリ藤原氏四 言朝隆ノ書ナリ後久シキヲ経テ其書亡フ鎮守府 願文ハ右京大夫敦光ノ草スル所ニシテ冷泉中納 言顯隆ヲ以テ勅使トシテ東下セシム清衡経営 軍藤原清衡ナリ相傳フ清衡堂塔四十餘禪房三百 慈覺ノ開基ニシテ之レヲ中興スル者ハ鎮守府 `鳥羽帝其擧ヲ偉ナリトシ天治二年案察使中納 氏北條氏ヲ経テ依然旧様ヲ存シ武人ニ尊崇

> レ斯 燈世 テニ ヲ眼 経 崑 玉 ヲ ナ邉 柩令 防ス メ柩 載メ 湯 ラ誌 ヲ賊 クル 堂ヲ スン ン載 發ノ 今甚 毫蔵 然ト アタリ ス ス佛 ニタ モス レシ 留按 ル ル眼 至厚 毀堂 モテ 邉ス 如ヲテク 壊毀 今圖 誌ル キ抉 尚堂 ノタ 此ラ ニニ 疎ス 然内 跡ス 堂ス 賊物 旧 暴ル リ暗 無ン ヲ秀 金徂 物 ノ有 其黒 シハ 實衡 光徠 亦 事ル 嚴ト 且柩 観ノ 堂ノ 夕 有モナ虽ツ决ス柩ノ南 因

所ル 之ル モ歴 シル 棺佛

平地トナル今僅カニ其一分ヲ存スト崖傍山骨ノ露 ス晩ニ際シテ雨益々甚シ岩井川ノ水溢レテ岸ニ襄 二北上河畔ニ走レリ後チ漲水ノ爲メニ壊ラレテ皆 甚夕狹シ旧館ノ地ニ適ハス相傳フ徃古ハ山脈直 官戎装ノ像ヲ祭ル松杉径ヲ夾ンテ青苔秋冷ナリ 岡ヲ判官館ト称ス岡上一祠アリ義経堂ト曰フ源 里人喧擾ス夜ニ及ンテ雨歇ム水モ亦至ラス ル 一時三十 泉村アリ 、ヲ見ルニ此言或ハ然ラン之レヨリ数町ニシ ノ目邨ヲ過キ一里餘ニシテ三時半磐井驛ニ宿 分 實二藤原氏高館 衣 翼村 ヲ 發 ス雨 又至ル ノ旧地ト云フ道 行ク三 町 定上ノ

激急ニエヲ鳩メテ驆ヲ駐ムルノ所トナルヲ淂被ムル今年四月六月火アリ七月聖駕北巡人民 岩井川驛ニ横ハツテ流ル客歳水溢レテ全驛災 邨氏ノ領地タリ後岩井縣ヲ置ク今岩手縣ニ入ル 岩井ハ旧ト一ノ関ト言フ陸中國岩井郡ニ属 ノ所トナルヲ淂 石ス田

十八日晴六時發ス一里半ニシテ鬼死骸邨アリ 然レ
に全
驛
ノ
家
屋
未
タ
全
カ
ラ
サ
ル
者
多
キ
ニ
居 東

セラル

賴朝貞時

ノ手蹟今仍

ホ存ス以テ徴ス可キ

63才

ナリ建武四年祝融ノ災ニ遇ヒ満山焚蕩ス唯金光

64オ

63ウ

墓ニ表ス人因テ姉墓ノ松ト云フ後姉齒ニ訛スト然 貢ス洛ニ入ル ハ金成驛ナリ十八町ニシテ澤邉村アリ又十二町 ニ至ル登降十町許南望空豁平 中 記ニ云フ羽州小佐川ニ遊フノ日鬼ノ人ヲ攫スル ル アラ知 ラ開 ^姉ニ継テ京ニ行ク途此地ヲ経哀哭甚シ松ヲ植テ (齒村アリ相傳フ用明帝ノ時陸奥國氣仙郡美女ヲ ・ノ界ニシテ是ヨリ宮城縣 、因無クンハアラス七時有壁村ニ達ス即チ陸前陸 ナス者乎陸州ノ地名鬼首アリ又鬼死骸アリ盖亦 ルト ク初メ以テ訛言ト為ス詳カニ問 - 雪國槩ネ狼害多シ古昔北人狼ヲ呼テ鬼 ノ途上病テ此地ニ没ス其妹亦姿色ア 、管地タリ八時十萬阪 田海ノ如シ山ヲ下レ ファ其狼々

ヲ過キ十 ラ八ツ澤ト云フ風色観ル可シ左ハ陸中ノ室根山 一松ヲ植 のち 任伊勢物語ノ歌ヲ見レハ其訛スルモ亦既ニ旧 つの とく にの ルト今其孰レニ在ルヲ知ラス生野下宮野 一時築館ニ午餐ス行數町新林阪アリ坂 いあ さねとは いの わ松 しましをられる。 ^松枯ル後人新タ

= 都み

望ミ右

餘ニシテ髙清水驛ニ達ス又二十町許ノ地ヲ田

東井

ハ七嶷峯参差トシテ掌ヲ立ルニ似タリ二里

時仙臺ニ入ル宮城縣権令来リ迎フ戸長大町二町日十九日晴六時登程四里餘ニシテ吉岡驛ニ達シ十二 年二三千頭岩井ヨリ此ニ至ル約十里阪路多シ所 戸ト言フ右傍四里ニシテ鬼首村アリ良馬ヲ産スル 一十八阪ト是レナリ四時一 十 分古川驛ニ宿ス

ハ陸前國宮城郡ニ在リ東京ヲ距 ル九十餘里 只

、野理平治

ノ家ニ寓ス

自

65オ

近シ ナリ其仙臺織 産米ヲ以テ第一トス生絲是レニ次ク絹亦甚タ佳 陸前ノ五郡ヲ宮城ニ属シ以テ全國ヲ管ス管地 ハ之レヲ秋田岩手ニ比スルニ大ニ東京ノ風俗ニ . 郡ヲ管ス今年八月磐城 ナリ漆噐及ヒ埋木彫噐ノ如キモ亦精巧其人民 年宮城縣ヲ立テ廳ヲ此地ニ置テ陸前 達氏ノ旧治所ニシテ東奥第一ノ闡闠 ノ如キハ他所ノ比肩スル能 ノ四郡ヲ 福島縣二入 九郡磐 マリ ハサ 明 ル

伊

令ト共ニ裁判所學校鎮臺公園等ヲ観ル十二 一十日晴八時三十分縣廳ニ至リ山縣陸軍卿宮 一時 『寓ニ』 城 権

64ウ

帰ル

養賢堂ナリ其一部 (判所ハ別ニ城下ニ在 廳 ハ仙臺ノ勾堂臺ニアリ即チ ヲ分テ裁判所ト為ス宮城上等 旧 仙臺藩ノ學校

仙臺師範校ト日フ即チ旧藩 属スル者ヲ宮城師範校ト曰ヒ縣廳ノ管スル者ヲ 内寄宿スル者四十八人師範黌二アリ其文部省ニ 三米人グール英人リツトル教員タリ生徒九十人 宮城語学校ハ文部省ノ管スル所校長ハ下斗米 學校ヲ一變セシ者

病院 二所ヲ設ク一 目齊、患者ヲ醫シ又医生ヲ育ス生徒三十二名支院 ハ仙臺南町ニアリ縣廳 ハ牡鹿郡石巻ニアリーハ志田郡古 管スル 所院長 中

ナリ小學校亦タ數所アリ

鎮臺ハ旧城ヲ以テ本営トス城ハ青葉山

『二據二築

Ш

ニアリ

66オ

舟山 キ廣 鎮台病院アリ名邨 参謀局ノ士官皆此ニ居ル長官ハ堀尾中佐ナリ又丸ニ分ツ今ハ屋宇破残僅カニ其一部ヲ存ス鎮台 部國老片倉小十郎ノ 城地積十五萬九千八百八十三坪旧卜本丸二丸三 シ登ル二 ル城門ノ前左右ニ廣地アリ旧 分ツ架橋アリ長七十餘間適 瀬川ヲ溝ニ當ツ河水 ノ麓ニ發シ城東ヲ横 一町許城門ノ柱鎮臺本営ノ四字ヲ標示ス 一等軍医正院長タリ 邸在リト地形自カラ阪ヲ成 ハ 流 源ヲ宮城郡大倉 々中 シテ市街 ト伊達将監伊達式 ・断ス舟ヲ以 下城 地 山 Ė

城郡國分荘ヲ領シ初メテ此城ニ居ル國部氏ト称 旧記ヲ按スルニ永禄年間千葉常胤ノ五子胤道宮

アリ因テ千躰城ト称シ又千代城ト名ツク十七世 宗ノ五子盛重迎ラレテ嗣トナル城邉旧ト千躰佛 ス後盛氏ニ至テ嗣無シ卒ス伊達氏十五世ノ祖時

伊達政宗ニ至テ大ニ城郭ヲ経営ス慶長五年ヨリ シ唐詩仙臺初見五城樓ノ句ニ取ル者乎政宗ハ唯 七年ニ至テ工全ク竣ス名ヲ改メテ仙臺ト曰フ盖

年郡縣 伊達氏罪アリ十二月城地ヲ収メラル後又還賜 多ク人口 武畧ノ将ニ非ス亦文雅ノ士ナリ其詩歌今ニ至リ 、制定マル城中政廳ヲ置テ仙臺縣廳ト称 ニ膾炙ス真ニ希世ノオナル哉戊辰ノ乱 加

公園 、旧邸ナリ客歳地ヲ掃フテ公衆遊観 瀬 Ш ラ隔 テ、 城 外ニ 在リ伊 達藤五郎大

ス此

一月東北鎮台ヲ此

ニ置テ以テ今ニ至レ

67オ

テ紀律アリ八時ヨリ十

一時ニ至テ止ム十二時寓ニ

1日観ル

が所ノ

大隊

運動散兵

ノ發銃開合変化極

野

部ヲ以

テ練兵場トス廣六萬一

66ウ

北巡ノ日特ニ祭祀料ヲ賜フテ其志ヲ追賞セラ

ナシ盖シ慕ハル、ハ人ナリ墓ニ非ルナリ

聖

ル

九日ニアリー嗚呼玉ハ摧ケテ聲アリ沈檀ハ然明治九年六月嗚呼玉ハ摧ケテ聲アリ沈檀ハ然

テ薫ス子平ノ靈餘榮有リト謂可

三四 仙臺ノ地長短相補 十 戸 至り人家漸ク屋瓦ノ鱗々タルヲ見ル 虽頗ル繁盛、町数百八十、社寺一百六十九社、二十 數 一萬八百、人口五万四千奥羽ヲ経テ フテ方一里半許街市美ナラス

海ニ達ス仙臺第 スル者是レナリト地宮城野ヲ控シテ南望三 ノ勝景ナリ鎮兵二大隊ヲ置 里 北半里許躑躅岡ニ在リ或ハ曰フ東鑑ニ國分原 一十一日晴陸軍卿ト共ニ練兵ヲ観ル兵営

城

グノ東

が鞭楯

一千五百坪 68才

67ウ

ド 凡 ソ士 人 ノ 仙 臺 二 遊 フ 者 六 無 齋 ノ 墓 ラ 訪 ハ サ

題ス香花寂寞トシテ冷露暗虫

ノ間ニ兀立ス然レ

亦碑アリ髙二尺二寸許面ニ六無齋友直居士墓ト

明治八年八月ナリ園為メニ一層ノ観ヲ添フ子平 文彦同志ト共ニ資ヲ捐テ之レヲ公園ニ建ツ實ニ

|骨ノ地ハ仙臺土槗通リ北八番町龍雲院ニ在

行事トヲ記ス建碑ノ擧ハ慶應三年ニアリ碑成 ハ盤溪大槻清崇ノ選スル所ナリ具サニ其世系ト

々國難起ル遂ニ果スヲ得ス後チ盤溪ノ男大槻

トナス梅樹多シ園中一大碑アリ

髙

丈許幅 /筆ニシテ文

낊

寸額二先哲林子平碑卜書

「ス旧侯

二十二日陰事無シ予先キニ山

縣卜

同

ク約シテ松島

ヲ探ラントス既ニシテ伊

藤

Ι.

部卿等羽州

ノ礦

坑ヲ巡視シ畢テ亦

タ仙臺ニ至ル遂ニ同

一ク明日

罹

ニ近シト ヲ正トナス盖シ坪ハ平地ノ義ナリ或ハ曰ク古昔碑 記ス坪多ク壺ニ作ル然レ圧風土記ニ従ヒ坪ニ作 シテ開カシム碑根土ニ入テ礎石ヲ見ス高六尺五分 1) 岩切邨ニ憩フ又五六町ニシテ市河邨ニ出ツ田 二十三日雨午 字アルヲ以テ遂ニ附會東碑ノ ム遂ニ見へスポニ ス下各方ノ道程ヲ揭ク又多賀城ノ 面 ス路ヲ城南 テ廣平儼トシテ城寨ノ形象ヲ存セリ土中時ニ廃瓦 ヲ約ス此夜雨フル ノ降附スル者ハ西向敻カニ帝京ヲ拜セシム故 トスル者盖シ誤レリ 八ノ地 固っ を極原 四方ニ立ツ此ハ其一ニシテ東碑ハ岩手縣下南部 野邉地壺邨ニ在リト [九尺六寸幅二尺六寸頂稍圓形背ハ凸起稜ヲ成シ '餘ヲ隔テ、一 ハ則平滑上部ニ西ノ字ヲ刻シ右肩多賀城碑ト題 ・ヲ刻シテ其方向ヲ知ラシム ヲ鎖ス透シテ見ル可シ村吏鑰ヲ掌ル因 ス 城 -西碑アル こ取り松間ノ路ヲ迂行スル二里ニシテ --時山 址 碑アリ所謂坪碑是レナリ廠屋ヲ作 、碑南 碑愷 縣林伊藤大野宮城等ト共ニ(紀) (誠) 可ラスン 無ノ 頭守府 ・好事者曾テ之レヲ其地ニ索 キ漫 町 □遊 ヲ文記草 許 説ヲ幻出スル者乎東 此 所こ在リ地高 此碑ヲ以テ四 ス 豊二 碑頭 卜此 地ニ在ル 創築修営ノ事 ノ說稍々是 ヤ ノ西 方ノ 間 車

> 出 スト云

多賀城ハ神亀元年鎮守府将軍大野東人ノ 、平泉ニ居ル以テ見ル可キナリ源頼朝 テリ テ天平寳字六年恵美朝獦之レヲ再造 雅石色蒼老决シテ二百年以内ノ物ニ非ル 村好古ノ僻古碑ニ擬シテ作ル者ト然レ任字格 ノ時碑既ニ其所在ヲ失スル久シ後数百年 ル且版圖ノ擴張 フ時ニ至テ之レヲ土中ヨリ得タリ 二随テ府亦漸クニ北 或 ス藤原 一ス後災 ノ奥ニ入 創 ヤ 疑 伊 立

ニ登ル樓旧ト鹽釜明神 是ヨリ三里半四 [時ニシテ鹽釜邨 ノ別當法蓮寺ニ属ス維 郡宮 城 二 抵 ij 勝 新 画 樓

際令アリ神佛

じノ混淆ヲ禁ス而テ法蓮寺廃セラレ

68ウ

力

リしほかまにてわたらせ給ふと リ宗久紀行ニ日くる、程に塩釜 社旧ト志波彦神ヲ祀ル延喜式載スル 々風濤稷々雨景殊ニ佳ナリ径ヲ躋テ鹽釜社ニ詣 ニシテ島嶼掌ニ在リ左右ハ灣坳疊ム ニ旅舎トナレ リ関山 ニ架シテ海ニ臨 見へたり志波彦神社の浦に行つきぬ神体 温み潮 カ如ク矮松梟 所即チ是レナ 水眼 ハハ即や 冷カ ちか

見るへし、後神躰ヲ同郡岩切村ニ移シ尚塩釜神社たる後神躰ヲ同郡岩切村ニ移シ尚

社ヲ故

明治七年復夕志波彦神ヲ此ニ移シ志波彦神社 二置 宮ニ岐神ヲ祀リ合セテ鹽釜社トス其鹽土翁 二之レヲ経営シ武甕槌神ヲ祭リ右宮ニ経津主命別 テ鹽釜社ト別ツ共 何 ノ時ニアル テ鹽釜明神ト日 ヲ知ラス盖シ綱村経営ノ フ伊達氏起ルニ及ンテ綱村大 ニ國幣中社タリ 社 / 髙岡 が前二 ヲ ト号 祀

69ウ

70オ

69オ

アリ地櫻樹多シ社

正

面

道

ノ石蹬アリ甚タ峻

知 ル 歌明 孫在 晷卜又藤塚知明 頂キニ至テ下垂ス盤底ニ篆文アリ日紅毛製大東日 線扇骨ノ眼ヨリ走ルカ如シ線ノ極所數字ヲ記ス一 非ス其失スル既ニ久シ寛文年間仙臺ノ市人某新タ シテ盤盂ニ似 下ノ市家ニ投ス市中古釜四口 4 ユ ヨリ十二ニ至ル今行ノ時錶ニ同シ字皆羅馬躰ヲ用 其南端ヨリ左右ニ線ヲ画スル半面各六、合セテ十二 左右盤アリ方二尺許中央一 ニ鑄テ之レヲ補フ亦タ盗ミ去ラル後チ仙臺銭鑄造 治三年七月十日和泉三郎忠衡敬白ト塔蓋ハ旧物ニ ノ鐵噐ヲ以テ之ニ換フ今存スル者即是レナリ堂ノ ヲト 宮ル 載應 城ノ 一南端 、最高 ル乎六時山ヲ下リ山縣ハ ルト盖シ知明モ亦子平等ト共ニ窃カニ蘭學ヲ修 ヲ知ルモノ無シ後数十年初メテ其日影表タル 此社ノ祠官ニシテ博學多通林子平ノ友タリ 石ヲ疊ンテ臺ト為ス塔身ハ鉄ヲ以テ鑄ル形佛龕 如シ両扉日月ノ両象ヲ刻ス文アリ曰ク奉寄進文 ノ巍峩東京ノ絶 ス酬縣日ノ権子 又鉄條ヲ挿ミ北端ニ向テ斜角ヲ成シ北点ノ 階 中平 曽テ此器ヲ社前ニ ハ足利尊氏ノ造ル所ト云殿堂 属幽 林囚 通中 タリ相傳フ太古鹽土 (ノ四字ヲ鐫ス亦ター竒物ナリ ヘキ無キ所ナリ 貴手 二借テ之レヲ見ル録スル所ノ歌草ヲ 勝 線ヲ画シテ南北ニ互 アリ 獻ス當時 画樓ニ宿ス餘各々山 ・経四五尺底浅ク 堂傍古塔 人何ノ器 ・ 中其 ニ兄 亦ノ 壮 知明 臺予 ヲ Ш 知曾 二仙

70ウ

テ鹽ヲ煮ル

シテ観瀾亭ノ三字ハ佐々木文山 ナリ亭中雨竒晴好ノ扁額ハ政宗

|朓瞩最モ竒ナリ遠ク富山金華ノ二山翠黛ヲ眼

二瞰テ松島ニ達シ観瀾亭ニ上ル昔シ豐公伏見ノ桃

.殿ヲ政宗ニ賜フ政宗移シテ此ニ立ツ亭即チ是

ノ孫綱村ノ手 ノ書スル所ナリ

蹟

星羅 妃島ニ隣シテ宮古島アリ舩其間ヲ貫キ雄島ヲ左舷 様是レナリ舟子一々指示ス遂ニ記スヘカラス十一 島ハ十二妃島ヲ擁シテ和樂シ二子島ハ相並ンテ一 タリ毘沙門島ハ巍乎トシテ布袋島ハ囅然タリ 髙ク涅盤島ハ横ハル鎧島ハ甲 タリ島各々名アリ大抵之レヲ形状ニ取ル地蔵島 恰モ幻燈ノ物象ヲ寫シテ瞬目其観ヲ異ニスルニ似 舩首北ニ轉シテ松島ニ向フ回首東方ヲ望メ ニ入ル洲嶼無数水煙 然嶄然或ハ虎踞或 幾段舳 ノ如シ却テ是千歳ノ樹、蒼翠真ニ挹ス可キナリ ノ島嶼岬間ヲ透シテ交々眼界ニ入ル竒形百 アル 一へ艫 ヲ送ル辨天島ヲ過キテ益々 ハ龍蟠 ノ間 二錯落布置シ萬松鬖々 棹轉シテ全景皆 如ク兜島 ハ鍪ニ似 ハル遠 内 佳

書卜 リ瑞巌寺ニ属ス雄島最大ナリ僧見佛修道 媚ヲ廊無ニ獻 二現シ近ク五大堂島経カ島福浦島雄島ノ諸島来 |禪尼書ト佛舎利トヲ贈テ其冥福ヲ托セリ舎利 |在リ松唫庵ト日 、瑞巖寺ニ存 ス福浦島無管竹ヲ生ス島上獨立 ス島中 フ 非旧 ス物 古碑 『見佛ハ源平ノ 石佛多シ大抵島身ヲ プ所 間

72オ

者卜信

密知ル

バ可ラス

翁用

四日陰舩ヲ鹽釜

ブ浦ニ

一浮フ

ラ 鹽釜

浦

千

成

ススル

者

元僧寧

山

書 コスル

所

, 碑最モ竒古ナリ

ラ架シテ松島ニ連ラヌ渡月橋ト言フ松島ハ邨

71オ

浦

ト称ス松島全景ノ門戸ナリ此日海波席ノ如ク湾

嗚呼豐公ノ雄尚ホ大佛ヲ経営スルニ留マル政宗獨 踞シ右手ニ軍扇ヲ把ル盖シ政宗四十二歳征韓 磊何抜羣ノ氣象存スル者アルアリ寺ノ正堂政宗甲 英雄ノ竒ヲ好ミ人ヲ驚カス此ノ如キ乎政宗神ト虽 リ先キ政宗ノ此堂ヲ造ルヤ嚴ニ命シテ鎖閉セシム 奥十八間巍然タル一大禪宇ナリ正堂ノ左ニ一室ア 窟ヲ穿ツ或ハ言フ徃時修道ノ處ト、然ルヤ否、門ニ**入** 瑞巖寺アリ其創建甚タ古シ信 人ヲシテ ヒテ之レヲ見ル像右眼眇シ軀幹甚タ大ナラス床ニ に 豊今日アルヲ知ランヤ 事固ヨリ偶中ノミ抑モ 其 年今歳七月聖駕北巡ノ日果シテ駐輦ノ所ト為ル阡 々ノ國主モ亦タ入ルヲ得ス人室内ヲ窺サル二百餘 曰フ鳳駕ノ東下ヲ待テ行在所ト為セト故ヲ以 落スト虽に凝視シテ其精好ニ驚クニ 満ノ二字ヲ題ス四壁貼金竹ト牡丹トヲ画ク筆痕剥 ラス、内ニ碑アリ最明寺大元帥時頼ノ字ヲ鐫ス中門 ル二町許左傍ノ一大窟ハ時頼ノ宿セシ所ト、信ス可 後青龍山圓福瑞巖寺ト改ム寺ノ三面岩礡屏立所 ヨリ帰リ工ニ命シテ雕セシムル者骨格全ク真ナリ 二入リ数歩ニシテ堂アリ結構甚タ壮宏、面二十五間 メ圓福 じノ像 段ヲ高フス廣十席其下七席ヲ布ク扁額アリ ラ置ク常ニ扉ヲ鎖シ深室晝暗シ燭ヲ照シ開 禪寺ト称ス慶長十年政宗之レ 百 年 /後仍ホ英雄 法明 、威様ヲ想見セシム 身帝 ノ承 筆シ 開和 ヲ中興スル ト狩 基中 云野 トニ 、氏是ヨ 云創 フリ初 圓

ル

旣

ニ逼ルヲ以テ遂ニ登臨ノ観ヲ極ムル能

ス頗

遺憾アリ然レに両日ノ

遊

雨竒晴好両ツナカラ之

ヲ見ルヲ得タル

ハ亦タ倖ト謂フ可キナリ

ト富山ハ松島ノ東北五十餘町ノ所ニ在リ此行ヤ帰

IJ

古字ヲ用ヒ之ヲ僻地 シテ鎮西ノ海ニ没スル者ヲ弔フノ文ナリ其故ラニ 得タリ清竣ハ元僧ノ我ニ歸化スル者乃チ元人来**寇** 祠官藤塚氏碑考ヲ著シテ人初メテ其義ニ通スル 弘安第五元仲秋里末清竣謹撰ト書ス文化年間 路ヲ貫ヒテ利府驛ヲ過キ岩切ニ出ツ是レ 文アリ古躰離合ノ字ヲ用ユ淂テ読ム可カラス 人之レヲ蒙古碑ト称ス髙六尺経三尺石面欄行 ノミ隷ノミ其豪邁竒想亦タ以テー 経路 应 雇フテ先導セシム畦間 観シ畢テ禪房ニ憩ヒ出テ、邨家ニ餐シー 戎装踞床自ラ禪院 時仙臺ノ寓ニ帰 ク車行松島村 ナリ行三五町燕澤村ニ古碑アルヲ聞キ村 ノ背ヲ回リ長老阪ニ ル聞ク松島ノ景ハ富 ノ正堂ニ坐ス堂前 ニ建ツルハ盖シ憚ル 二町許果シテー 斑ヲ窺 由 が所アル 碑 ヨリ プフニ 佛 山 1) 四アリ 時 田 ハ 下 昨 足 々 間 帰 則 ナ ヲ 間 里

名ニシテ島名ニ非ス宮城郡ニ属シ

・テ陸

海二突 中

「スル者ナリ極メテ幽僻家数纔カニ十

餘 地

戸

千賀浦ヨリ金華山 追號ヲ瑞鳳寺殿前薫貞山大居士ト ク其追號ヲ瑞巖寺殿前薫貞山大居士ト曰フ寺 地 巖ト號スルハ之レカ為メナリ而シテ政宗埋 巌寺ハ伊達氏ノ修福地ニ非ス唯政宗ノ像ヲ置 ハ仙臺越路 ヨリ宮古島 ノ瑞鳳寺ニ在リ庿尚巍然タリ ニ至ル者ヲ合セテ松島ノ全景 ニ至ル ノ間ヲ鹽釜ノ景ト Ė 為 骨 Ť

73オ

74オ

73ウ

廿五日陰十時開車ス予ノ三條大臣ニ秋田ニ別ル、 八島アリト然レに實数ニ非ス磐翁夢遊松島賦ニ 百九十巖ト予之レヲ仙臺ノ人ニ質スニ其實数ハ 三百四十六島ト云

發スル ニ高敞 リ寺中竹駒明 平坦絶ヘテ上下無シ三時岩沼ニ泊ス驛ニ竹駒寺ア 北代内務権大丞ノ筆ナリト十二時三十分起ツ道路(正正)大家をノ松ト日フ標ヲ立テ衣笠松ノ三大字ヲ書ス シ駐輦 掃 十七日. アリ文安年 ル 白 旧 ヤ福島ニ ナリ十一 に御 [フ縮 ナシ主人予ニ語ク恩賜ノ金ハ後日修営ノ資ト為 家ナリ曩キニ新タニ家ヲ造テ鳳輦ヲ迎フ特ニ紅 ナリ 福島ニ至ルト聞キ山縣伊藤等ト共ニ此 村落中未夕見サル所ナリ盖シ竹駒ハ ノ日ヲ以テ毎歳ノ祝日ト為サント庭上松樹 坐ヲ設ケ神鏡ヲ懸ケ神酒ヲ供シ清潔至ラサ 緬ト五十金トヲ下賜セラル爾後常ニ室内ヲ | 相會スルヲ約ス公既ニ山形縣ヲ巡行シニ 一時 -間植ル所ト欝蒼傘ノ如シ聖上名ヲ賜 |増田驛ニ達シ菊地善蔵ノ家ニ餐ス村 ÷ が神ノ ・時名取川ヲ越ユ 、社アリ甚タ宏ヒナリ中門樓門共 源右将馬 |上詠歌 竹隈 いノ地 地

> 分福島ニ ニシテ福島縣ノ管内ニ入ル路傍唯桑田ヲ見ル養蠶 廃毀唯遺址ヲ存ス越川驛ニ小憩ス驛ヨリ 片倉氏ノ城邑タリ故ニ市街甚タ観ル 二入リ賊 達ス驛前 人戊辰ノ役北越鎮撫總督参謀トナリ東下シテ奥 ラ ス 地 ノ復讐ハ此地ニ在リシト云フ驛旧ト仙臺ノ國 アリ里人之レヲ志賀團七ノ冢ト称ス俗間 Ш タル ノ岡上碑アリ世良修蔵ノ墓ナリ ニ沿フテ行ク九時大河原ニ憩フ 泊ス五時三條大臣米澤ヨリ至ル予其 、ヲ知ル途上下アリ車行 (ノ為メ 流アリ白 二襲 石河ト曰フ橋アリ ハレ テ死ス橋ヲ過キテ ニ悪シ 可シ城 修蔵 白 + 石 時白 四 ·以西少許 槗 四時三十 四傳 フル 田 長 介既ニ 館 間 \Box 石

ント晨夜兼行ス此日午後八時白河ニ泊ス行程二十 一十七日陰五時發是ヨリ三日間ヲ以テ東京ニ入ラ タリ三 常ニ 縣廳ヲ此ニ置 島 来徃スルヲ以テ風俗最モ東 陸 東京ヲ距ル七十 ノ蠶絲此ニ集ル故ニ市街殷富、 デ磐城 ·餘里 里 國 ラ管 板倉内膳 宗京ニ 正 、京濵 近シ今 旧 城 商 地

二十八日雨四時發午後七時宇都宮ニ泊ス行程二十一里餘

里

上特ニ西辻侍従ニ勅シ巡使ヲ某地ニ迎ヘシム岩倉三十日晴八時千住ヲ發シテ九時帝京ニ入ル此日聖此日雨屢々至ル 』 出日雨屢々至ル

76才

75ウ

74ウ

75オ

^水澤ニ至ルノ途ニ比

スルニ

纔カニー

歩ヲ譲ル

、路傍、

ノ叢裏秋蟲喞

一ノ山腰尚暁烟ヲ纏フ遥カニ御前岳ヲ望ミ阿

左右喬松アリ之レヲ盛岡ヨリ

訛スル者乎竹隈ノ名ハ式ニ見ユ今縣社タリ

廿六日陰五時岩沼ヲ發ス暁氣清凉道甚タ平カ

蒙ムルニ非スンハ安ソ能ク此ニ臻ラン歸來咫尺仰 スル中間六十日一 宮ニ朝ス此行ヤ千山萬水ヲ跋渉シ寒郷僻地 木戸ノ諸公亦来迎ス予山縣伊藤等ト テ天顔ヲ拜シテ殊ニ恩波ノ深キヲ覺へ中心竊カニ 衣 ヲ襲ヌル ノ祭アリ ノ事故アル 退朝 後服飾猶ホ馨シ 無シ聖天子ノ徳澤ヲ -共ニ直 ラ経過 チニ皇

(此ノ間空行5行アリ

76ウ

其職 チ陸 且ツ謂フ其之ヲ設クルヤ之ヲ發遣シ之ヲ安置 シテ徒流 列ニ在ル ニー行ノ官員皆其事ニ干與スルニ非ル者無シ即 北地巡視ノ擧タル民風ヲ観地利ヲ察シ以テ開 ニ従事スル リト夫レ此刑ヲ設ケテ之ヲ彼島ニ役使セハ刑法 ルノ地ヲ擇マサル可ラス而テ北海道實ニ其所ナ カ如キ是ナリ唯予乏ヲ元老院ニ承ク此行固トニ 上陳スル屢々ナリ而シテ近日司法省刑法ノ改正 、事蹟ヲ撿シ及ヒ其将来ノ方策ヲ資ルニ在リ故 弊除テ開拓ノ一利起ル其理灼然予ノ此 軍卿 ト相關渉スル所無キ者ノ如シ而 者ハ抑以アリ曩者予刑法改正ノ事ヲ議 ノ屯田兵ニ於ル工部卿 一刑ノ設立セサル可ラサル所以ヲ言フ 其按亦實二徒流 二刑アリ是ニ於テ予 ノ開鑛業ニ於ル 三テ其随 事ヲ

テセン

アラ以 ジテ三隅ニ及ホシ以テ全島ノ形状ヲ察スル(g×) 乃チ左ノ議ヲ上ル是ヲ東北紀行ノ附録トナ 徒流場ヲ北海道ニ設クル スル所以ナリ抑モ此行 テ其所見僅カニー隅ニ ノ前論果シテ河漢ニ属セサルナリ ヤ大臣ノ巡視 ノ議 止マル然リト 帰京 雖

シキヲ淂ルノ地勢ヲ陳シ之レニ次クニ スンハ未タ之レヲ擇フト謂フヘカラス故 ラス然レ氏其発遣配置シテ冝シキヲ淂ル ル ス其設クルニ及ンテハ亦其發遣配置 其成ルニ及ンテハ徒流ノ二刑必ス設 某伏シテ惟フニ方今刑法将サニ改正ニ就 ヘカラサルナリ吾國環回皆海島嶼固ヨリ乏シカ 可 カラス其擇フヤ亦必ス僻遠ノ島地ニ於テセ 以ケサル 一ノ地ヲ擇 其 カント (適應 ニ先ツ冝 ノ地ニ非 可 ジノ地 力 ハサ + ス

二足テ其服役ト営業トヲ問 スヲ ノ流 共ニ便利ノ地タル可キコ ル以 ミ人 勿テ ヲトカ意 指汎 徒流 リリ言辞ノ にスル 便ヲ ラ役 *7*1 一十分其 業二 二指 ス之レヲ為スニ 従スヲ服 フ者 営シ 八人ヲ ノア ム流 ミリ 本人 容 請又 議ハ ル フ流 中其 ` 文人 徒定

ルニ及ンテ兇暴ノ害ヲ島人ニ加フル ノ地タル可キコ 徒流人ハ素ト不善ヲ為セシ者ナリ故ニ其 能

78才

戒懲シテ以 徒流人ヲシテ其 テ改良ノ念慮ヲ生セシムル 、地ノ形勢ニ依テ十分畏 地

ヲ主張センニハ必ス先ツ實際ヲ視践

セサル

可

蹈マス目未夕其域ヲ見ス因テ以為ラク苟 テ徒流塲ニ充ツヘシト然ルニ予ヤ足未タ其

一七此

地

スト既ニシテ官北地巡視ノ擧アリ乃チ予ノ請

愈々前

ヲ執リ謂フ冝ク北

海道

ノ一部ヲ畫シ以

77オ

成ルニ及ンテハーニ之レヲ償フヿヲ淂ルノ望ニ因テ生スルノ利ハ漸次其費用ヲ減少シ且其固ヨリ政府ノ費用ヲ要スト雖モ徒流人ノ労作

78ウ

有

ル地タル可キコ

シ加旃客歳魯國ト交換スル所ノ「クリール 二十分ニ亘リ東経域東四度四十分ニ起リテ十一度 北海道 而シテ人口希少移住數百萬尚多シトセス是レ即チ ツテモ亦皆山海ノ利こ 二止ル地面大約三萬五千七百卅九里幅員極メテ庸 海ノ一道アル 之ヲ欠ク
片ハ未タ以テ徒流適應ノ地ト為スヘカラ 十分其人ヲ容ルニ足テ服役営業共ニ其便ヲ淂ル ス而シテ之ヲ吾國ノ島嶼ニ索ムルニ八道中特ニ北 ニアラスヤ其徒流人ヲ遇スルノ方法ニ至テハ政 ノ地タルヤ北緯四十一 ハ地勢ノ梗槩ヲ陳フルニ過キスト雖モ一 ノミ請フ其第一 一富ミ耕漁ノ資ニ乏シカラス 件ノ說ヲ陳セン夫レ 度ニ起リテ四十五 _諸島ニ至 干

79オ

第一件ノ要ハ既ニ此ノ如シ故ニ今第二件即チ地ノル家族ト同居セシメ或ハ結婚ヲ許シ或ハ其労作ヨハ家族ト同居セシメ或ハ結婚ヲ許シ或ハ耕作ノ土地ヲ貸與スル等ノ處分有ラシメハ啻ニ罪人ヲシテ也ヲ貸與スル等ノ處分有ラシメハ啻ニ罪人ヲシテ改良ノ念ヲ發シ営生ノ道ヲ得セシムル而已ナラス改良ノ念ヲ發シ営生ノ道ヲ得セシムル而已ナラス改良ノ念ヲ發シ営生ノ道ヲ得セシスル番ニ罪人ヲシ或謹慎服役群ニ抜ンスル者ハ幾分ノ私権ヲ復與シ或謹慎服役群ニ抜ンスル者ハ幾分ノ私権ヲ復與シ或

リ是即兇暴ヲ島人ニ加フル能ハサルノ地ニ非スヤ 以テ之ヲ懲罰シ或ハ直ニ之レヲ死ニ處スルモ可ナ 以テ之ヲ懲罰シ或ハ直ニ之レヲ死ニ處スルモ可ナ 以テ之ヲ懲罰シ或ハ直ニ之レヲ死ニ處スルモ可ナ 以テ之ヲ懲罰シ或ハ直ニ之レヲ死ニ處スルモ可ナ 以テ之ヲ懲罰シ或ハ直ニ之レヲ死ニ處スルモ可ナ 以テ之ヲ懲罰シ或ハ直ニ之レヲ死ニ處スルモ可ナ 以テ之ヲ懲罰シ或ハ直ニ之レヲ死ニ處スルモ可ナ 以テ之ヲ懲罰シ或ハ直ニ之レヲ死ニ處スルモ可ナ

遂ケント欲スル者ハ尋常労役ノ能スヘキニ非ス必ト虽悉ク未開ノ秘蔵ニ係ル故ニ苟クモ生ヲ此間ニレハ該地ヤ原ト蝦夷ト称シ世人之レヲ夷視シ以テ第三件ニ至テモ亦北海道ヲ以テ第一トス何ントナ島人ノ患害ト為ラサル而已ナラサルナリ

府之カ規則ヲ確立シ特命以テ罪

人ヲ恩赦スルヲ除

ノ外勧賞戒懲ノ権一ニ之ヲ開拓長官ニ委托シ其

79ウ

利二関渉スル者ヲ論セン抑北海道ノ地タル土地荒

80オ

未夕為ス能ハサルノ工作ニ従事スルニ至ラハ啻ニク職ニ就キ業ヲ営ミ以テ土地ノ遺利ヲ起シ土人ノ若シ夫レ勧賞懲戒其冝シキヲ淂テ各良心ニ復シ能

リ 人ヲ 地土 手 A 萴 ル ヲ費 ニ沃 华 懲ヤ 甘而 チ レ 7 且. 撃ク 即 戒サ 藷シ 地 シス ヲテ ル 千 ĺ 非 备 テシ 放廣 中 据 改テ播シ上 スヤ 懼 几 近シ又何ソ第一 戒 良一 セ又 ク 時 非 既 ノ歳 ハ時 懲 息 念ノ 自氣 冱. ル 改 ナリ テ ヲ食 ラ極 寒 ス 良 以發足生メ 而 彼 セル 殖テ 島嘗 シ テ 南 念慮 故 シト 繁暖 ハテ 件 良 ム云 茂和 旧聞 後 心ヲ生 ノ實 ル斯 シ故 藩ク 念慮 ノク 多ヲ ノ鹿 一ス第 、ヲ擧ラサ 地ノ ク以 流児 氣 寒 ヲ ニ如 耘テ 塲島 ヺ 生 非キ 耔一 夕縣 暖 免 セ ルハノ頃リ下 和 ル シ ナ罪 労ノ 其大 遊 ヲ

80ウ

兀 面 憂 海 臨 ₹ 舟 楫 便 未タ 開 ケス 全土 山 ヲ 連 ネ 驛

ナリ 路

而

シテ北海道實ニ之ヲ有

ス既ニ第一

プ設

未タ

周

カラス是レ即

チ

第四

件

適

ス

ル

地

ル 留留 聞 監吏視察怠 カ ク該島旧 ヌ 如 ク若シ 英週 |逃ヲ防ク盖シ易 能 1 ラス更 ・漁獵請負人ト称スル者 クー 地ヲ區 一意ヲ 舩 劃 マタタ シ以 舶 ĺV 出 テ其出 一入行旅 ノミ近日 アリ 入ヲ 手受

数 ĴV フ 處 而 沿 海 テ丁 数 十里 壮 成ヒ 三連 ナリ役 八其辛勤 ハスル 耐 所 ヘス間 ブ人丁千 遁 - ラ以 逃

テ之ヲ能ク遂 スシテ ル者有リ 地 勢 ŀ プノ能 ル者寡シ 虽 1 任海路 ク監 視 ŀ ノ検悪ト道途 ラ 助 レ監 ク í 視 者 ナリ ノ人ニ依 迂 是 口 レ 1 亦遁 -ヲ以 ル 81オ

戸企 地 非 及ス 日 丰 一其 ス \wedge T モ請 行 地 、ケンヤ 加旃 形 遁負 程 逃フ ラ 有 費サ 浜内 脫所 テ検 ル徃 帰ノ 東監 者年 , 部 ス漁 佃凾 ル ル塲 視 至 者ニ 島舘 ノノ カ ナ役 テ 制 ラ 徒商 21 維監 刑山 Ź 海 ラ立 空 人田 津 新制 一ツル 四文 ノ固 達 十右 後日 手 ス 二 請り 名工 便 ル 負疎 ヲ門 利 ノナ 慕ナ 必

> 得テ 之ヲ有 パヲ柔弱 地 則 其 数セ セ ス 形 チ 人ラ の既二地 三依 } 下 今ル 謂 東胥僅 亦 現夫 ル 百 ニノ ハ サル 第四 遁 北四 ^利有テ監視ヲ助ケ 警 少 逃 海十 ヲ淂 件 ノ巡 吏 道名 :二適 龟 虞 二中 サ 査ニ委ス 兵 ア 住尚 分リ ίν スル ラン スホ ナ ト生 決シ 7 云存 地 ī 빞 _{フス} 况 又監 テ ッ 他 北 比 開 ン 海道 視其 拓使 府 ヤ 非 其 實 人 ス ヲ 如

ル業

7

丰

レ 第五件ニ至テハ其関渉スル極テ大ニシテ 運 IE Ĺ 其開 ニ際シ初メテ開 二出ツ夫レ蝦夷島ノ我國ニ隷属スル 拓ノ業ニ至テ 拓使ヲ置 'n 未夕曾 ニキショ デ其 八實ヲ IJ 地 ヤ舊 見ス維 遠 名 ヲ ク 北 矣 諸

ラス一 横 道 心下改 畗 71 任十 ル メ國郡ヲ分劃シ開 八則費用: 至難 分未タ其一ニ至ラス是レ他 二事 給セス而シテ費用ニ ア ĺν ヲ 以 拓 テナリー ノ業稍緒ニ 一至テ にナシ 21 一就 則 く其進 ケリ チ 人口 方今 足

家ノ多事ナル俄カニ之レヲ給スル タスト虽 無シ j セ モ ス術 人口 固 不足こ至 彐 リ多シ テハ 而シテ徒流 、之ヲ拯 能 ハ · サ 人ヲ ラ必 ル *)* \ 移 シ 論 住 干

セシムル 魯國 利 ハ杂頭 ル 1 島二交換 ー為シ以 實ニ方今ノ 一ノ西比 盖シ亦其 出 ノ患無キ テ開 和領 1 ハスル 虽 端二居 モ ハ積 拓 ニ於ケル 能ハス客歳樺太ヲ以 大急務 其得失利害瞭 ノ業ヲ遂 年漸致 ル 化皆此 ジタリ 英 | 國ノ ル ノ勢ニ成 者 北 術 ナリ アデ用 次々論 強國 澳 洲 デラ族 諸部 ij Ħ. ヒ ナ が萬巳 害ヲ 接 北 Þ ク 海 道

テ

ヴワッテル」氏ノ萬國公法ニ云凡ソ移殖開拓

ジ實無キ

81ウ

82オ

姻ヲ結 等閑ニ付スヘカラサルノ地ニ非スヤ其一歳中発遣 ルニ非ス其関係極メテ大ニシテ遠ク諸 スル徒流人ヲ概算スルニ其数無慮一千ナラン而シ 况ンヤ舐糠及米ノ勢ナキヲ保ツヘカラサルニ於テ 虽
に
吞噬
ノ
實
决
シ
テ
之
レ
ヲ
思
慮
ノ
外
ニ
措
ク
可
ラ
ス 支那ニ與フル 者ハ其土ヲ占有スト虽 ツルナリ ムル盖シ亦一端ニ居ルト然レ圧徒ラニ蕃殖ヲ期ス ス故ニ曰ク術固ヨリ多シ而シテ徒流人ヲ移住セシ テ漸ク其改良ノ者ヲ撰ンテ之カ家族ヲ迎へ或ハ婚 オヤ是即チ徒流人ヲシテ開墾セシメサルモ决シテ 若シ其開拓ヲ忽諸ニ置カハ他年焉ソ知ラン我嘗テ 今交換ノ義ヲ以テ「クリール」諸島ヲ収ムト虽モ國家 府ノ臺湾ヲ支那 ニフノ自由ヲ與ヘハ人口増殖スル亦論ヲ俟タ ノ言他國ノ之レヲ我ニ倒用セサラン ニ争ヘル實ニ此 五代掌有 實権 義ニヨ 無シト 件ノ上ニ出 レリ ·性

一夕ノ能クスル所ニ非ス必ス久遠ノ計ニ ヨリ乏シカ 83才 82ウ

スノ 什力 ト先 ノ月 百札 炭虽 内

語ル能 私業ノ漁場共ニ其便ヲ計ル可キナリ リ盖シ徒人ハ必ス工業ノ地ヲ要ス官行ノ鑛坑 レヲ処スルノ土地モ亦必ス區別セサル可ラサ 置シ驅テ苦役ニ服セス徒人ハ之レニ反ス故ニ其之 處シ徒刑ハ常事ノ犯者ニ施ス加旃流人ハ島地ニ安 ノ及フ所知ルヘキノミ故 百余里ニ過キス况ンヤ路ヲ舟舩ニ取ル者多シ足 ラン然リト虽モ某 一ノ資用ヲ以テ生業ヲ営ムヲ淂セシメ唯其遁逃 役 其土 食ア スツ 効既 五幌 坑圧 空 ル可 カ為メニ亦土地ヲ區劃シ定所ヲ設クヘキノミ セ 詳地 料レ 盖屯 以ニ 十ノ ト其 知 兵ニ隷属シテ開墾ニ従事セシム 所凾舘ヨリ札幌 ノ議既ニ畢 ノ工業場ヲ要トセス故ニ之レヲ「エドロフ」ノ ハヨ 及ハ シ兵 テ五 人近 虽事 ノ炭礦ニ苦役 ハスト虽氏然レ氏流刑ハ多ク国事 別リ ヒナ 屯ニ 見十 口傍 圧未 に其 キノミ流 ル 紙生 屯リ 兵隷 ル萬 殆二 未タ 二殖 兵且 ハ属 可坪 ン於 夕盛 陳セ ニツ 既シ シノ トテ 坑大 セン 給如 ニ官 故多 二移 業ナ モ ナレリ 可 人ニ至テハ其自由ヲ全奪セス自 其利 便否 ij 與此 検田 ニニ 千住 ヲラ ハスル 二閣 二至ル東西両海岸来徃僅ニニ 根 スナ 東ヲ 目至 トシ 経ス 其 ルレ ノ開 今ル 云其 始空 モ ラ以テ未タ全島ノ形勢ヲ F 有 因 室 行 ノハ 法拓 徒検 フ員 セ知 耳 二北行ニ テ其害無 金罪 ヲセ 人束 其一 スノ 料人 守シ ヲシ 開大 而石 共ニ ラム 北テ 拓隊 シ炭 ナリニ岩 見ノ リ必スシモ徒人ノ如 術 ハ開 一跟随 派キ盖 二給 シル 海従 スニ テハ 坑内 ル 例 其奥 ムヲ 道事 ル充 屯実 業ノ 開ス 可以 ニセ 僅チ 兵ニ ニ石 墾ル キテ 移シ ニ戸 ハ良 就炭 スノ ノ捷 サム 数數 既好 クハ 拓 人 う犯 シ其 長官ノ見 アナリ ルナ テ ル家 公径 ハル 閲四 ニノ ト既 田

83ウ 84才

馳セス遠圖ヲ要メハ啻ニ其費用ヲ减少シ且

ヲ償フヿヲ淂ル而已ナラス大ニ國家ノ巨

「益ヲ起

:用如何

二属

スルヲ以

テ簡短

ノ議

ノ能

島ニ安居セシムルモ可ナリ根室ノ半島ヲ劃スル

ス別ニ陳フル所アラントス

ルヤ必セリ然レ

に其實施

ノ方法ニ至テハ主

仍ラサル可ラス故ニ其術ヲ講シ其道ヲ求メ近利ニ

其事タル且タノ能クスル所ニ非ス必ス久遠ノ計ラス此モ亦第六件ニ適應スルノ地ニ非スヤ然レ

既ニ第一件ニ

一陳フル

カ如ク海

Щ

利

固

北海道 際該長官黒田清隆ニ面シ鄙意ヲ說述シテ其蘊ヲ敲 開拓長官ノ所見ニ委セントスルヲ以テ前日随行ノ サレハ其規程方法ヲ調査スルモ徒爾ニ属セン且徒 此沿海諸部ノ内ニ就テ其一部ヲ劃スルモ亦タ可ナ 境ニ接ス移民ノ忽諸ス可ラサル盖亦明カナリ故ニ ヒ之ヲ陳セン頓首謹言 シモ某ノ呶々ヲ費サ、ルナリ閣下若シ此議ニ取ル テ其實景如何ハ閣下モ亦目擊親視スル所ニシテ必 ス故ニ某愈以テ該地ノ徒流場ニ適スルヲ信ス而シ ス是ヲ以テ遂ニ親ク清隆ノ意見ヲ聞クヿヲ得ス然 ント欲ス奈何セン當時清隆命ヲ奉シテ千島ヲ巡視 流場ノ地位ト服役人ノ使用トニ至テハーニ之レヲ 然レ
氏
先
ツ
北
海
道
ニ
徒
流
人
ヲ
發
遣
ス
ル
ノ
議
確
ナ
ラ 方法ニ至テモ亦将ニ調査シテ之レヲ進呈セントス モ可ナリ利尻ノ全島ヲ限ルモ可ナリ夫ノ宗谷ノ東 テ其意見ヲ陳セシメヨ若シ尚詳議ヲ要セハ請フ再 有ラハ之レヲ内閣ノ討議ニ附シ且開拓長官ニ下シ. レ
に
一
両
ノ
使
僚
ニ
面
シ
鄙
議
ヲ
述
フ
皆
某
ト
其
按
ヲ
同 人ヲ送輸スル程規及ヒ之レヲ服役営業セシムルノ』 「シレトコ」岬ノ西沿海数百里ノ地新タニ壤ヲ強国*ノ* (此ノ間空行8行アリ) 明治九年十月 ノ徒流場ニ適スルノ意既ニ明カナレハ其罪 太政大臣三條實美公閣下 元老院幹事陸奥宗光 85ウ 85オ 84ウ (字ナシ) (字ナシ) (字ナシ) (字ナシ

> 裏 裏 86ウ86オ 表 表 紙 紙 ウ オ